

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う
外国への特許や商標などの出願に必要な経費の一部を補助します！

応募資格

- 新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ
ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

対象要件

- 「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件
 - 申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願（PCT出願含む）を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願に限る（マドプロ出願の場合は日本国特許庁への国際商標登録出願以前であることが必要）
 - 国及び当機構が行う補助事業完了後の状況調査等に対し、協力することが必要
- ※ その他要件はNICOホームページ（<https://www.nico.or.jp>）の事業案内等を参照ください。

補助対象経費

- 交付決定日以降、令和3年2月末日までに支払いが完了する外国特許庁への出願経費
 - 「外国特許庁への出願手数料」「現地代理人費用」「国内代理人費用」「翻訳費用」
- ※補助対象とならない経費：①国内出願（PCT出願含む）費用及び日本国特許庁に支払う費用、
②日本国内における消費税及び地方消費税、③国際商標登録出願料に係る登録料等

補助率／補助上限額

- 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- 補助上限額：1企業(グループ) 3,000千円以内
 - ア. 特許：1出願(案件)につき 1,500千円以内
 - イ. 実用新案、意匠、商標：1出願(案件)につき 600千円以内
 - ウ. 冒認対策商標：1出願(案件)につき 300千円以内



応募方法・募集期間

- 応募方法：交付申請書、事業計画書等を作成し、必要書類を添付して提出。
※ 申請書の様式は当機構 HP（<https://www.nico.or.jp>）からダウンロードできます。

公募回数	募集期間	審査会開催日（予定）	交付決定時期
1次募集	募集を終了しました。		
2次募集※	令和2年7月30日(木)～9月23日(水)	10月中旬	10月下旬

※予算の執行状況等によっては、3次募集を実施します。

※上記審査会において、特許・意匠についてはプレゼンテーションを行っていただきます。（プレゼン資料による書面審査となる場合もあります。）

その他

- ・補助金に採択（交付決定）された場合は、採択者の名称、所在地、出願種別について外部に公表します。
※ 個々の採択者の交付決定金額や採択件数についても外部に公表する場合があります。
- ・補助金の交付は補助事業が完了した後の精算払いとなります。

■問い合わせ・申請書提出先■

公益財団法人にいがた産業創造機構 マーケティング支援グループ 海外展開支援チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL：025-246-0063（直通） E-mail：kaigai@nico.or.jp